

私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領の一部改正新旧対照表

現 行					改 正 後																																												
私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領					私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領																																												
(昭和 55 年 7 月 7 日総務部長決裁) (一部改正 昭和 58 年 7 月 13 日) [略]					(昭和 55 年 7 月 7 日総務部長決裁) (一部改正 昭和 58 年 7 月 13 日) [略]																																												
(" 平成 28 年 10 月 17 日)					(" 平成 28 年 10 月 17 日)																																												
(" 平成 29 年 4 月 17 日)					(" 平成 29 年 4 月 17 日)																																												
(" 平成 30 年 6 月 13 日)					(" 平成 30 年 6 月 13 日)																																												
<p>1 取扱要領の趣旨</p> <p>この取扱要領は、私立学校振興費補助金交付要綱（昭和 37 年 6 月 19 日岩手県告示第 482 号）以下「要綱」という。）第 2 の 1 に基づき交付する補助金について、補助金の算定方法等の取扱いに関する細目を定め、補助金事務の適正かつ効率的な執行を図るものとする。</p>					<p>1 取扱要領の趣旨</p> <p>この取扱要領は、私立学校振興費補助金交付要綱（昭和 37 年 6 月 19 日岩手県告示第 482 号）以下「要綱」という。）第 2 の 1 に基づき交付する補助金について、補助金の算定方法等の取扱いに関する細目を定め、補助金事務の適正かつ効率的な執行を図るものとする。</p>																																												
<p>2 補助金交付の対象除外等</p> <p>補助金交付の対象となった学校法人等（<u>要綱第 1 で定める「学校法人等」をいう。以下同じ。</u>）のうち、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した学校法人等は、補助金交付の対象から除外し、又は補助金の額を減額することがある。</p> <p>なお、減額の対象及び減額の範囲は別紙 1 のとおりとし、補助金交付の対象から除外された学校法人等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについては、別紙 2 のとおりとする。</p>					<p>2 補助の対象となる学校等</p> <p><u>要綱第 2 の 1 に定める別に定めるものは、次の各号のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>被災私立学校復興支援事業割を除くすべての算定要素</u> <u>幼稚園（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。）、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校であって、学校法人等（要綱第 1 で定める「学校法人等」をいう。以下同じ。）が設置するもの。</u></p> <p>(2) <u>被災私立学校復興支援事業割</u> <u>幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）及び幼保連携型認定こども園（子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行したものに限る。）（以下「幼稚園等」という。）、小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校であって、学校法人等が設置するもの。</u></p>																																												
<p>3 補助金の算定要素及び割合</p> <p>補助金の算定要素及び配分割合は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学種区分ごとの配分割合</th> <th>高等学校 (全日制課程)</th> <th>幼稚園</th> <th>中学校</th> <th>高等学校 (通信制課程) 小学校 特別支援学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算定要素</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常経費割</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付金割</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					学種区分ごとの配分割合	高等学校 (全日制課程)	幼稚園	中学校	高等学校 (通信制課程) 小学校 特別支援学校	算定要素					経常経費割	[略]	[略]			納付金割	[略]	[略]			<p>3 補助金交付の対象除外等</p> <p>補助金交付の対象となった学校法人等のうち、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した学校法人等は、補助金交付の対象から除外し、又は補助金の額を減額することがある。</p> <p>なお、減額の対象及び減額の範囲は別紙 1 のとおりとし、補助金交付の対象から除外された学校法人等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについては、別紙 2 のとおりとする。</p>																								
学種区分ごとの配分割合	高等学校 (全日制課程)	幼稚園	中学校	高等学校 (通信制課程) 小学校 特別支援学校																																													
算定要素																																																	
経常経費割	[略]	[略]																																															
納付金割	[略]	[略]																																															
<p>4 補助金の算定要素及び割合</p> <p>補助金の算定要素及び配分割合は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学種区分ごとの配分割合</th> <th>高等学校 (全日制課程)</th> <th>幼稚園等</th> <th>中学校</th> <th>高等学校 (通信制課程) 小学校 特別支援学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算定要素</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常経費割</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付金割</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					学種区分ごとの配分割合	高等学校 (全日制課程)	幼稚園等	中学校	高等学校 (通信制課程) 小学校 特別支援学校	算定要素					経常経費割	[略]	[略]			納付金割	[略]	[略]			<p>4 補助金の算定要素及び割合</p> <p>補助金の算定要素及び配分割合は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学種区分ごとの配分割合</th> <th>高等学校 (全日制課程)</th> <th>幼稚園等</th> <th>中学校</th> <th>高等学校 (通信制課程) 小学校 特別支援学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算定要素</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常経費割</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付金割</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					学種区分ごとの配分割合	高等学校 (全日制課程)	幼稚園等	中学校	高等学校 (通信制課程) 小学校 特別支援学校	算定要素					経常経費割	[略]	[略]			納付金割	[略]	[略]		
学種区分ごとの配分割合	高等学校 (全日制課程)	幼稚園等	中学校	高等学校 (通信制課程) 小学校 特別支援学校																																													
算定要素																																																	
経常経費割	[略]	[略]																																															
納付金割	[略]	[略]																																															
学種区分ごとの配分割合	高等学校 (全日制課程)	幼稚園等	中学校	高等学校 (通信制課程) 小学校 特別支援学校																																													
算定要素																																																	
経常経費割	[略]	[略]																																															
納付金割	[略]	[略]																																															

現 行					改 正 後				
定員遵守状況割	略				定員遵守状況割	略			
新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業割	略				新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業割	略			
学校規模割	略				学校規模割	略			
40人学級編制割	略				40人学級編制割	略			
学校の安全対策事業割	略	略			学校の安全対策事業割	略	略		
教育活動復旧事業割	略	略			教育活動復旧事業割	略	略		
学校割			略		学校割			略	
生徒数割			略	略	生徒数割			略	略
財務状況の改善事業割	略		略	略	財務状況の改善事業割	略		略	略
被災私立学校復興支援事業割	(平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)× <u>0.7</u> (対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額)	(平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)× <u>0.7</u> (対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額)	(平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)× <u>0.7</u> (対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額)	(平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)× <u>0.7</u> (対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額)	被災私立学校復興支援事業割	(平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)× <u>0.6</u> (対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額) <u>ただし、5(1)コ(ウ)に定める算式により算出した額を限度とする。</u>	(平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)× <u>0.6</u> (対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額) <u>ただし、5(1)コ(ウ)に定める算式により算出した額を限度とする。</u>	(平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)× <u>0.6</u> (対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額) <u>ただし、5(3)エ(ウ)に定める算式により算出した額を限度とする。</u>	(平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)× <u>0.6</u> (対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額) <u>ただし、5(3)エ(ウ)に定める算式により算出した額を限度とする。</u>

現 行	改 正 後
<p><u>4</u> 補助金の算定方法</p> <p>(1) 各高等学校(全日制課程)及び幼稚園の補助金の算定は、次の方法により行う。</p> <p>[略]</p> <p>コ 被災私立学校復興支援事業割</p> <p>[略]</p> <p>(イ) 対象納付金収入 保育料・授業料、入学(園)料、施設整備費等で学則に定める納付金及び入学(園)検定料</p> <p>(ウ) 算定方法 対象納付金収入毎に以下の算式により算出した額の合計額の範囲内(対象納付金収入毎に千円未満切捨て) (平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額) ×<u>0.7</u></p> <p>(2) 各中学校の補助金の算定は、次の方法により行う。</p> <p>[略]</p> <p>オ 被災私立学校復興支援事業割</p> <p>[略]</p> <p>(ウ) 算定方法 対象納付金収入毎に以下の算式により算出した額の合計額の範囲内(対象納付金収入毎に千円未満切捨て) (平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額) ×<u>0.7</u></p>	<p><u>5</u> 補助金の算定方法</p> <p>(1) 各高等学校(全日制課程)及び幼稚園等の補助金の算定は、次の方法により行う。</p> <p>[略]</p> <p>コ 被災私立学校復興支援事業割</p> <p>[略]</p> <p>(イ) 対象納付金収入 保育料・授業料、入学(園)料、施設整備費等で学則に定める納付金及び入学(園)検定料 <u>(ただし、特定教育・保育施設である幼稚園等にあつては、新制度に移行した前年度の園則に定める対象納付金に当該年度の在籍園児数(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもを除く。)を乗じて算出した額とする。)</u></p> <p>(ウ) 算定方法 対象納付金収入毎に以下の算式により算出した額の合計額の範囲内(対象納付金収入毎に千円未満切捨て) (平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額) ×<u>0.6</u> <u>(ただし、対象納付金収入毎に次の算式により算出した額の合計額を限度とする。)</u> $\text{対象納付金収入の上限額} = E \times (1 - \alpha) \times F$ $\alpha = \frac{\text{所在市町村の当該年度幼児児童生徒数}}{\text{所在市町村の平成22年度幼児児童生徒数}}$ $(1 - \alpha) = \frac{\text{所在市町村の幼児児童生徒数の減少率}}{\text{所在市町村の平成22年度幼児児童生徒数}}$ $E = \text{当該学校の平成22年度幼児児童生徒数}$ $F = \text{学則に定める当該年度の対象納付金}$ <u>なお、平成30年度については、激変緩和措置として、当該上限額の設定による影響額が2割を超える場合は、当該上限額を設定しなかった場合の金額の8割の額を限度に補助するものとする。)</u></p> <p>(2) 各中学校の補助金の算定は、次の方法により行う。</p> <p>[略]</p> <p>オ 被災私立学校復興支援事業割</p> <p>[略]</p> <p>(ウ) 算定方法 対象納付金収入毎に以下の算式により算出した額の合計額の範囲内(対象納付金収入毎に千円未満切捨て) (平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額) ×<u>0.6</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(3) 高等学校（通信制課程）、小学校及び特別支援学校の補助金の算定は、次の方法により行う。</p> <p>[略]</p> <p>エ 被災私立学校復興支援事業割</p> <p>[略]</p> <p>(ウ) 算定方法 対象納付金収入毎に以下の算式により算出した額の合計額の範囲内（対象納付金収入毎に千円未満切捨て） (平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額) ×<u>0.7</u></p> <p>[略]</p> <p><u>5</u> 補助金の交付限度額</p> <p>[略]</p> <p><u>6</u> 補助金の交付時期</p> <p>[略]</p>	<p><u>(ただし、対象納付金収入毎に次の算式により算出した額の合計額を限度とする。)</u> 対象納付金収入の上限額＝E × (1－α) × F <u>α</u> 所在市町村の当該年度幼児児童生徒数/所在市町村の平成22年度幼児児童生徒数 <u>(1－α)</u> 所在市町村の幼児児童生徒数の減少率 <u>E</u> 当該学校の平成22年度幼児児童生徒数 <u>F</u> 学区に定める当該年度の対象納付金 なお、平成30年度については、激変緩和措置として、当該上限額の設定による影響額が2割を超える場合は、当該上限額を設定しなかった場合の金額の8割の額を限度に補助するものとする。)</p> <p>(3) 高等学校（通信制課程）、小学校及び特別支援学校の補助金の算定は、次の方法により行う。</p> <p>[略]</p> <p>エ 被災私立学校復興支援事業割</p> <p>[略]</p> <p>(ウ) 算定方法 対象納付金収入毎に以下の算式により算出した額の合計額の範囲内（対象納付金収入毎に千円未満切捨て） (平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額) ×<u>0.6</u> <u>(ただし、対象納付金収入毎に次の算式により算出した額の合計額を限度とする。)</u> 対象納付金収入の上限額＝E × (1－α) × F <u>α</u> 所在市町村の当該年度幼児児童生徒数/所在市町村の平成22年度幼児児童生徒数 <u>(1－α)</u> 所在市町村の幼児児童生徒数の減少率 <u>E</u> 当該学校の平成22年度幼児児童生徒数 <u>F</u> 学区に定める当該年度の対象納付金 なお、平成30年度については、激変緩和措置として、当該上限額の設定による影響額が2割を超える場合は、当該上限額を設定しなかった場合の金額の8割の額を限度に補助するものとする。)</p> <p>[略]</p> <p><u>6</u> 補助金の交付限度額</p> <p>[略]</p> <p><u>7</u> 補助金の交付時期</p> <p>[略]</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="100 207 257 239"><u>7</u> 事業の確認</p> <p data-bbox="123 263 190 295">[略]</p> <p data-bbox="100 335 257 367"><u>8</u> 提出書類</p> <p data-bbox="123 391 190 422">[略]</p>	<p data-bbox="1142 207 1299 239"><u>8</u> 事業の確認</p> <p data-bbox="1164 263 1232 295">[略]</p> <p data-bbox="1142 335 1299 367"><u>9</u> 提出書類</p> <p data-bbox="1164 391 1232 422">[略]</p>

現 行				改 正 後			
別表				別表			
提出書類	様式	提出部数	提出時期	提出書類	様式	提出部数	提出時期
1 交付(変更交付)申請時 (1) 私立学校振興費(運営費)補助金交付(変更交付)申請書 (2) 添付書類 ア 私立学校振興費所要額調書(運営費) イ 在学(園)者数及び学級数 ウ 本務教職員調書 エ 補助対象経費の内訳 オ 納付金収入状況 カ 収支予算 キ 新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業計画策定(実績評価)調書(高等学校のみ) ク 新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業所要額調書(高等学校のみ) ケ 学級編制状況調書(高等学校のみ) コ 学校の安全対策事業所要額調書 サ 教育活動復旧事業実施状況調書 シ 財務状況の改善事業実施状況調書 ス 教育復興計画書 セ 被災私立学校復興支援事業実施状況調書	要綱で定める。 要綱で定める。 別紙1 別紙2 別紙3 別紙4 別紙5 別紙6ア 別紙6イ 別紙7 別紙8 別紙9 別紙10 別の定めによる。 別紙11	1部	別に定める。	1 交付(変更交付)申請時 (1) 私立学校振興費(運営費)補助金交付(変更交付)申請書 (2) 添付書類 ア 私立学校振興費所要額調書(運営費の場合) イ 在学(園)者数及び学級数 ウ 本務教職員調書 エ 補助対象経費の内訳 オ 納付金収入状況 カ 収支予算 キ 新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業計画策定(実績評価)調書(高等学校のみ) ク 新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業所要額調書(高等学校のみ) ケ 学級編制状況調書(高等学校のみ) コ 学校の安全対策事業所要額調書 サ 教育活動復旧事業実施状況調書 シ 財務状況の改善事業実施状況調書 ス 教育復興計画書 セ 被災私立学校復興支援事業実施状況調書	要綱で定める。 要綱で定める。 別紙1 別紙2 別紙3 別紙4 別紙5 別紙6ア 別紙6イ 別紙7 別紙8 別紙9 別紙10 別の定めによる。 別紙11	1部	別に定める。
2 事業完了時 (1) 私立学校振興費(運営費)補助金請求書 (2) 私立学校振興費(運営費)補助金実績報告書 (3) 添付書類 ア 私立学校振興費支出済額調書(運営費) イ 月別在学(園)者数 ウ 教職員給与支給明細書 エ 補助対象経費の内訳 オ 納付金収入状況 カ 収支決算 キ 新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業支出済額調書(高等学校のみ) ク 学級編制状況調書(高等学校のみ) ケ 学校の安全対策事業支出済額調書 コ 教育活動復旧事業実施状況調書 サ 財務状況の改善事業実施状況調書 シ 被災私立学校復興支援事業実施状況調書	要綱で定める。 別紙様式 要綱で定める。 別紙12 別紙13 別紙3 別紙4 別紙5 別紙6イ 別紙7 別紙8 別紙9 別紙10 別紙11	1部	事業完了後速やかに。	2 事業完了時 (1) 私立学校振興費(運営費)補助金請求書 (2) 私立学校振興費(運営費)補助金実績報告書 (3) 添付書類 ア 私立学校振興費支出済額調書(運営費の場合) イ 月別在学(園)者数 ウ 教職員給与支給明細書 エ 補助対象経費の内訳 オ 納付金収入状況 カ 収支決算 キ 新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業支出済額調書(高等学校のみ) ク 学級編制状況調書(高等学校のみ) ケ 学校の安全対策事業支出済額調書 コ 教育活動復旧事業実施状況調書 サ 財務状況の改善事業実施状況調書 シ 被災私立学校復興支援事業実施状況調書	要綱で定める。 別紙様式 要綱で定める。 別紙12 別紙13 別紙3 別紙4 別紙5 別紙6イ 別紙7 別紙8 別紙9 別紙10 別紙11	1部	事業完了後速やかに。
3 前金払請求書 (1) 私立学校振興費(運営費)補助金前金払請求書 (2) 添付書類 収支計画書	要綱で定める。 別紙	正副各1部 1部		3 前金払請求書 (1) 私立学校振興費(運営費)補助金前金払請求書 (2) 添付書類 収支計画書	要綱で定める。 別紙	正副各1部 1部	

現 行

改 正 後

(別紙3)

補助対象経費の内訳

学校(幼稚園)名

(単位:円)

区 分	金 額	区 分	金 額
人件費支出 a		印刷製本費支出	
教員人件費支出		使用料及び賃借料支出	
本務教員給与支出		保険料支出	
兼務教員給与支出		公租公課諸会費支出	
職員人件費支出		会議、交際費支出	
本務職員給与支出		福利厚生費支出	
兼務職員給与支出		車両燃料費支出	
役員報酬支出 ※		報酬、委託、手数料支出	
退職金支出 ※		その他教育管理経費支出	
その他人件費支出		借入金等利息支出 c	
		借入金利息支出	
教育管理経費支出 b		学校債利息支出	
消耗品支出			
光熱水費支出		設備関係支出 d	
旅費交通費支出		機器備品支出	
奨学費支出		図書支出	
修繕費支出		車両支出 ※	
通信運搬費支出		ソフトウェア支出	
		合 計 (a+b+c+d)	

(注) ※を付した欄は、記入しないでください。

(別紙3)

補助対象経費の内訳

学校(幼稚園等)名

(単位:円)

区 分	金 額	区 分	金 額
人件費支出 a		印刷製本費支出	
教員人件費支出		使用料及び賃借料支出	
本務教員給与支出		保険料支出	
兼務教員給与支出		公租公課諸会費支出	
職員人件費支出		会議、交際費支出	
本務職員給与支出		福利厚生費支出	
兼務職員給与支出		車両燃料費支出	
役員報酬支出 ※		報酬、委託、手数料支出	
退職金支出 ※		その他教育管理経費支出	
その他人件費支出		借入金等利息支出 c	
		借入金利息支出	
教育管理経費支出 b		学校債利息支出	
消耗品支出			
光熱水費支出		設備関係支出 d	
旅費交通費支出		機器備品支出	
奨学費支出		図書支出	
修繕費支出		車両支出 ※	
通信運搬費支出		ソフトウェア支出	
		合 計 (a+b+c+d)	

(注) ※を付した欄は、記入しないでください。

現 行

改 正 後

学校 (幼稚園) 名

学校 (幼稚園等) 名

2 手数料収入

2 手数料収入

項 目	金 額	内 訳				備 考
		項 目	単 価 a	年間見込み件数 b	金 額 a×b	
入学検定料	円		円	件	円	
試験料収入						
証明手数料 収入						
その他の手数料 収入						
計						

項 目	金 額	内 訳				備 考
		項 目	単 価 a	年間見込み件数 b	金 額 a×b	
入学検定料	円		円	件	円	
試験料収入						
証明手数料 収入						
その他の手数料 収入						
計						

現 行

(別紙10)

財務状況の改善事業実施状況調書

学校名 _____

1 財務状況 (前年度)

年度	帰属収入	消費支出	帰属収支差額比率
	円	円	%

2 入学者の状況

年度	募集定員	入学者数	備 考
	人	人	
	人	人	
	人	人	

3 財務状況の改善事業の内容

事業名	事業計画の内容	計画に対する取り組み状況	備考

4 第三者による評価

評価者	評価内容

5 取組状況の公表

公表の有・無	有	無

※ ○印を付すこと。

改 正 後

(別紙10)

財務状況の改善事業実施状況調書

学校名 _____

1 財務状況 (前年度)

年度	事業活動収入	事業活動支出	事業活動収支差額比率
	円	円	%

2 入学者の状況

年度	募集定員	入学者数	備 考
	人	人	
	人	人	
	人	人	

3 財務状況の改善事業の内容

事業名	事業計画の内容	計画に対する取り組み状況	備考

4 第三者による評価

評価者	評価内容

5 取組状況の公表

公表の有・無	有	無

※ ○印を付すこと。

現 行

(別紙11)

被災私立学校復興支援事業実施状況調書

学校(幼稚園)名 _____

1 平成 年度の幼児児童生徒の確保方策(教育復興計画書4)

[]

2 平成 年度の幼児児童生徒の確保方策の実施状況(結果)

[]

3 平成 年度の幼児児童生徒数及び納付金収入の見込み

単位:千円

区分		平成22年度決算額	平成 年度 決算(見込)額	備考
幼児児童生徒数		(平成22年5月1日現在) 人	人	
補助 対象 納付 金 収 入	保育料・授業料			
	入学(園)料			
	施設整備費等			
	入学(園)検定料			
計				

※ 幼稚園の平成22年5月1日現在の幼児児童生徒数には、5月2日以降1月始業日までに入園した満3歳園児数を含む。

改 正 後

(別紙11)

被災私立学校復興支援事業実施状況調書

学校(幼稚園等)名 _____

1 平成 年度の幼児児童生徒の確保方策(教育復興計画書4)

[]

2 平成 年度の幼児児童生徒の確保方策の実施状況(結果)

[]

3 平成 年度の幼児児童生徒数及び納付金収入の見込み

単位:千円

区分		平成22年度決算額	平成 年度 決算(見込)額	備考
幼児児童生徒数		(平成22年5月1日現在) 人	人	
補助 対象 納付 金 収 入	保育料・授業料			
	入学(園)料			
	施設整備費等			
	入学(園)検定料			
計				

※ 幼稚園の平成22年5月1日現在の幼児児童生徒数には、5月2日以降1月始業日までに入園した満3歳園児数を含む。

※ 幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園の幼児児童生徒数には、2号及び3号認定子どもを除外した園児数を記載する。

※ 特定教育・保育施設である幼稚園等にあつては、新制度に移行した前年度の園則に定める対象納付金に当該年度の在籍園児数(2号及び3号認定子どもを除く。)を乗じて算出した額を記載する。

現 行

(別紙12)

月別 在 学 (園) 者 数
 学校 (幼稚園) 名
 (毎月1日現在 単位:人)

	(満3歳児)	1年 (3歳児)	2年 (4歳児)	3年 (5歳児)	4年	5年	6年	計	対前月増減 理由別人員
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
1									
2									
3									

- 注) 1 「満3歳児」欄は、当該年度中に3歳に達して入園した園児数を記入すること。
 2 増減理由別人員には、転入、退学等の理由別増減人数を記入すること。

改 正 後

(別紙12)

月別 在 学 (園) 者 数
 学校 (幼稚園等) 名
 (毎月1日現在 単位:人)

	(満3歳児)	1年 (3歳児)	2年 (4歳児)	3年 (5歳児)	4年	5年	6年	計	対前月増減 理由別人員	備考
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
1										
2										
3										

- 注) 1 「満3歳児」欄は、当該年度中に3歳に達して入園した園児数を記入すること。
 2 増減理由別人員には、転入、退学等の理由別増減人数を記入すること。
3 認定こども園 (幼稚園型・幼保連携型) においては、備考欄に1号認定子どもの園児数を記載すること。

摘要	<ol style="list-style-type: none">1 私立学校振興費補助金交付要綱の改正に伴い、被災私立学校復興支援事業制とそれ以外の算定要素の補助対象区分を規定するもの。2 前記1に関連して、被災私立学校復興支援事業制の対象となる新制度移行園に係る取扱い（対象園児数の定義、対象納付金収入の定義等）について定めるもの。3 高校生修学支援基金（被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金）の改正に伴い、被災私立学校復興支援事業制に係る補助上限額及び平成30年度における激変緩和措置の設定を行うもの。4 前記改正に伴い、被災私立学校復興支援事業制の補助額の算定における補助率を変更するもの。5 財務状況の改善事業制に係る様式の改正を行うもの。6 その他様式に係る所要の改正を行うもの。
----	--